

2024年度大阪大学大学院法学研究科  
本学法学部生の大学院科目等履修制度 募集要項

<本制度の趣旨>

本制度は、本学法学部3年次生の皆さんを対象に、学部4年次の授業と並行して、本研究科博士前期課程開講科目について15単位を上限に履修することを可能にする制度です。修得した単位は、本研究科博士前期課程に入学後、入学前既修得単位として認定を受け、修了要件単位に算入することができるため、最短1年間で修士（法学）の学位を取得することが可能となります。

1. 出願資格

本学法学部3年次生で、3年次夏学期終了時までに本学法学部の専門科目を50単位以上修得し、以下のいずれかの要件を満たす者。

- ①：本学法学部専門科目のGPAが2.5以上(Fも含む)
- ②：本学法学部専門科目の修得単位のうち、2/3以上の単位がA以上(Fは含まない)

2. 出願書類

出願希望者は、以下の書類を法学研究科教務係へ提出してください。

- (1) 願書・志望理由書（所定様式）※推薦教員の署名を得ること。
- (2) 成績証明書（3年次夏学期終了時までの成績が全て記載されたもの。）

※所定様式はKOAN掲示板よりダウンロードしてください。

3. 出願方法（出願期間及び受付場所）

- (1) 出願期間：2023年10月18日（水）～11月10日（金）【期限厳守】
- (2) 受付場所：大阪大学法学研究科教務係
  - ※受付時間：9時から11時30分、12時30分から17時まで。
  - ※郵送も可（期間内に必着）。
  - ※期限を過ぎた場合や書類不備の場合は受理しません。

4. 選考方法等

- (1) 書類審査を実施します。
  - 結果発表：2023年12月15日（金）13時よりKOAN掲示板（個別連絡）にて発表します。【予定】
- (2) 本制度の科目等履修生となることを許可された者は、学部4年次の4月より本研究科博士前期課程の科目を履修するとともに、本研究科への進学を希望する場合は9月に行われる本研究科博士前期課程の入試を受験してください。（2次募集がある場合は、2月入試も可。）

5. 担任教員

本制度の科目等履修生に合格した者のうち、本研究科へ進学を希望する者は、学部3年生の2月末までに大学院進学後に指導を希望する教員（担任教員）から受け入れの承認を得る必要があります。

## 6. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 出願時に提出していただいた氏名、連絡先、その他の個人情報については、「科目等履修生許可者選考（出願処理、選考実施）」、「科目等履修生許可者発表」等の業務を行うために利用します。また科目等履修生となる許可を得た者については「教務関係（学籍管理、履修指導）」、「学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）」を行うためにも利用します。
- (2) 科目等履修生許可者選考に用いた成績等の個人情報は、選考結果の集計・分析及び調査・研究のために利用することがあります。

## 7. 注意事項

- (1) 出願要項等の請求、提出、照会先は大阪大学法学研究科教務係とします。
- (2) 出願後における書類の修正や差し替え等はできません。
- (3) 法学部・法学研究科同時開講科目は履修できません。なお、科目の履修に際しては、事前に授業担当教員の許可が必要です。
- (4) 合格者には学部生の身分とは別に大学院科目等履修生の身分が付与されます。  
(ID・PWも学部生のものとは異なりますので、混同しないようご注意ください。)
- (5) 本制度の科目等履修生となり本研究科へ進学した場合でも、必ず早期修了できるわけではありません。本研究科入学後の成績等により、博士前期課程を早期修了できない可能性がありますので、予め了解のうえ申請してください。

2023年7月

〒560-0043 豊中市待兼山町1番6号

大阪大学大学院法学研究科教務係

Mail: [hokou-hougakukyomu@office.osaka-u.ac.jp](mailto:hokou-hougakukyomu@office.osaka-u.ac.jp)

質問	回答
本制度を利用した場合、必ず本学法学研究科に進学しなければなりませんか？	そういうわけではありません。大学院（法学研究科）や研究活動に少しでも興味のある方であれば歓迎します。
本制度を利用し本学法学研究科博士前期課程に進学した場合、必ず早期修了できますか？	必ず早期修了できるわけではありませんが、本人の希望をもとに担任教員と相談のうえ、大学院進学後の成績等により、早期修了が可能です。
本制度を利用し本学法学研究科博士前期課程に進学した場合、必ず早期修了をしなければなりませんか？	早期修了をしなければならないというわけではありません。担任教員と相談のうえ、標準の2年間で修了することが可能です。例えば、「修士論文の研究をじっくりと行いたい」、「大学院進学後に研究以外にも取り組みたいことがある」という方も本制度を利用することができます。
本制度を利用した場合、自動的に本学法学研究科博士前期課程に進学できますか？	自動的に進学できるわけではありません。本研究科へ進学を希望する場合は、必ず大学院入試を受験し合格する必要があります。
本学法学研究科博士前期課程への進学を希望しているが、この制度を必ず利用しなければなりませんか？	必ず本制度を利用しなければならないわけではありません。本制度を利用しなくても、学部4年次に法学研究科大学院入試を受験し、合格すれば本研究科へ入学できます。
本制度を利用した場合、本学法学研究科博士前期課程の大学院入試に有利ですか？	入試の判定に有利になるわけではありませんが、早期に大学院の科目を履修し、高度な議論に触れた経験は、大学院入学後に本格的に研究に取り組むに当たっておおいに役立つと考えます。
本制度を利用する場合、本学法学研究科以外の大学院科目も履修できますか？	できません。法学研究科博士前期課程の科目（法学部・法学研究科の同時開講科目は除く）のみです。また、履修に際しては事前に授業担当教員の許可が必要です。
本制度において履修した科目は、法学部の成績（G P A等）に影響しますか？	本制度を利用する学生には、学部生とは別に大学院科目等履修生としての身分が付与されます。大学院科目等履修生として修得した単位は、別の扱いとなりますので、法学部の成績には影響しません。（法学部の成績証明書にも反映されません。）
本制度において履修した科目は、自動的に本学法学研究科博士前期課程に進学後の成績に反映されますか？	大学院進学時に入学前既修得単位の認定に関する申請手続きをする必要があります。申請がない場合には、反映されませんのでご注意ください。
本制度において履修した科目は、本学法学研究科博士前期課程に進学後に単位認定された場合、大学院でのG P Aに影響しますか？	現在、大学院生にはG P A制度は導入されていません。なお、入学前の既修得単位として認定された科目の場合、大学院の成績証明書には「認定」と表示されます。